

2021年2月15日

IFRS 解釈指針委員会 御中

「クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのコスト（IAS 第38号『無形資産』）」に関するアジェンダ決定案に対するコメント

1. 当委員会は、「クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのコスト（IAS 第38号『無形資産』）」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）の2020年12月のIFRICアップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。

コンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのコストの IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」の参照

2. 我々は、要望書に記載されたコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのコストについて、無形資産として認識されない場合に、IAS 第38号が、顧客が受け取るサービスの識別に関する要求事項と、サプライヤーがそれらのサービスをいつ履行したのかを扱う要求事項を含んでいないため、顧客は、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第10項及び第11項を適用し、類似の事項や関連する事項を扱っている IFRS 基準における要求事項を参照しなければならないことに同意する。
3. 一方、アジェンダ決定案では、委員会は、IFRS 第15号が、顧客との契約で約束した財又はサービスを識別し、その約束した財又はサービスがどの時点で顧客に移転されるのかを識別するにあたり、サプライヤーが適用する要求事項を含んでいると考えた（observed）としている。また、委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、IFRS 第15号の要求事項は、サプライヤーがコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのサービスを提供する契約に従って当該サービスをいつ履行したのかを決定するにあたり、顧客が直面する類似の事項や関連する事項を扱っているとしている。

4. この点、我々は、アジェンダ決定は多様な解釈がなされる可能性があり、解釈の一つとして、企業が IFRS 第 15 号の参照を常に求められていると解釈し得ることを懸念している。また、2020 年 12 月の IFRS 解釈指針委員会会議における議論のための IASB スタッフによるアジェンダ・ペーパー5 の第 42 項では、「特定の取引に関する具体的な要求事項がない場合には、顧客は常に IFRS 第 15 号を参照することになるということを言及しているわけではなく」と記載されていたが、アジェンダ決定案ではそのような記載や、当該事実パターンが一事例にすぎない旨の記載もない。
5. また、IASB スタッフが前述のアジェンダ・ペーパーにおいて認めているように、IFRS 第 15 号は、売手の観点で顧客との契約に適用される。要望書の実事パターンも IFRS 第 15 号も、サプライヤーに着目している点では同じであるが、売手と買手の会計処理について IFRS 基準が必ずしも対称性を求めている中、あたかも会計処理の対称性を要求事項とするようなアジェンダ決定案の結論を導くことは適切ではないと考える。アジェンダ決定案では、「要望書に記載された事実パターン」に限定した取扱いを明記しているものの、我々は、このアジェンダ決定案が類推され、実質的に売手と買手で対称的な会計処理が求められるようになることを懸念している。
6. 以上により、我々は、企業が IFRS 第 15 号の参照を常に求められるのではないこと及び売手と買手の会計処理の対称性を常に求められるのではないことが明確化されない限り、本アジェンダ決定案を公表することについて支持しない。
7. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長